

東部地域包括支援センターだより



今月のテーマは『高齢者虐待』についてです。

★虐待とはどのようなことでしょう？

終わりの見えない介護や世話を追い詰められ、高齢者を叩いたり怒鳴るなどの傷つけてしまう行為を「虐待」といいます。

様々な虐待のサイン

- * 家から怒鳴り声や物を投げる音が聞こえる
 - * 高齢者がお風呂に入っている様子がない
 - * 高齢者に話しかけても反応が薄く、無気力な様子がある
 - * 介護者がひどく疲れて見える
 - * 介護者が他人の心配や介入を嫌がる
- …など、サインは様々なものがあります。

★虐待を見つけたら

自分自身や周りの方で、「もしかして虐待かも？」と思うがあれば、ひとりで悩まずご相談ください。

*相談者の個人情報は守られます。匿名での相談も受け付けています。

☆相談先

松本市役所高齢福祉課（☎34-3061）

松本市役所西部福祉課（☎92-3002）

頭部地域包括支援センター（☎36-3703）



「虐待をしている人＝悪者」ではありません

虐待はどんな家庭でも起こる可能性がある身近な問題です。

例えば、介護疲れやストレス、介護の知識不足、経済的な不安、家族間の関係性、親族・地域からの孤立など、様々な事情が絡みあって起こっています。



【裏面あり】

もしかして
虐待？市へ相談
しなくちゃ…

私が相談した
ことが知られたら
どうしよう…
見なかつことに
しよう…でも…

「もしかして虐待かも？」と考える
と相談をためらってしまいますよね。
でも安心してください。
相談先の市役所や地域包括支援セン
ターには厳重な守秘義務があるため、
どなたからの相談かを漏らすことは
決してありません！
安心してご相談ください。



地域の皆さんへ

虐待を防いだり、早期発見するためには皆さんの
「気づき」と「早めの相談」が大切です。

心配な人がいた時は、ためらわずに市役所や
地域包括支援センターにご相談ください。



市・地域包括支援センターによる高齢者虐待対応

高齢者虐待の対応において根拠となっている法律は、
一般的に『高齢者虐待防止法』と呼ばれている法律ですが、正式には
『高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する
支援等に関する法律』 と言います。

法律にも掲げられているように高齢者の命や安全、権利を守ることは
当然ですが、養護者(介護者等)が抱える背景や課題にも目を向け、
日常を取り戻すことを目標に、高齢者・養護者双方の支援を行います。

認知症思いやり相談会のお知らせ

認知症を専門とする医師に無料で相談することができます。

予約は相談日の2週間前までにお願いします。(先着順)

日 時:令和8年3月13日(金) 午後1時30分～4時30分

会 場:松本市役所本庁舎北別棟1階 高齢福祉課 相談室

【予約・お問い合わせ先】

松本市高齢福祉課 福祉担当(電話 34-3237)

または、お近くの地域包括支援センターまで

東部地域包括支援センター(高齢者の総合相談窓口)

電話 36-3703 FAX 36-3704